

●特別徴収（年金からの天引き）

対象者…▷世帯内の国保被保険者全員が
65歳以上75歳未満の世帯の世帯主

※以下の場合を除く

- ①世帯主自身が国保被保険者でない場合
- ②世帯主の年金額が年額18万円未満の場合
- ③介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合
- ④平成20年度中に75歳となり後期高齢者医療制度の被保険者となる場合

特別徴収
される世帯



特別徴収
されない世帯



納付（特別徴収）の時期…

【年6回の年金定期払い時】

仮徴収			本徴収		
1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
前年の所得が確定するまで 仮算定した保険税を納付			前年の所得が確定した後 仮徴収分を差し引いた額を納付		

○1期あたりの仮徴収額の目安は
19年度の税額÷6

○1期あたりの本徴収額は
(20年度の税額－仮徴収額の合計)÷3

国民健康保険税

に関する問い合わせ先

税務課国保税係 ☎43-7505
市民課国保年金係 ☎32-3032

例) 平成19年度国保税額12万円、
平成20年度国保税額15万円の場合

- 平成20年度の1期あたりの仮徴収額
= 12万円÷6 = 2万円
- 平成20年度の1期あたりの本徴収額
= (15万円－2万円×3)÷3 = 3万円

灯油購入費等を 助成します



対象者

- …生活保護世帯のほか
次の市税非課税世帯
- ▷65歳以上の高齢者世帯
- ▷障害者世帯
- ▷ひとり親世帯等
(母子・父子・寡婦)

助成額

…1万円
(にかほ市共通商品券)

2月4日から申請を受け付け
ます。詳細は「広報にかほ2月
1日号」と同時配布のチラシ兼
申請書をご覧ください。

問合先

福祉事務所 ☎32-3034
金浦市民S C市民班 ☎38-4300
象潟市民S C市民班 ☎43-7500

65～
74歳の
国保加入世帯の
世帯主の方へ

国保税が世帯主の
年金から天引きされます

平成20年度から、国民
健康保険税の年金からの
天引き（特別徴収）が始
まります。世帯主の方の
年金から天引きとなります。
特別徴収の対象外の方については、
従来どおりです。

国民健康保険加入の皆さんへ

保険料の納付方法

保険料の納付方法は年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から天引き（特別徴収）されます。

それ以外の方は、納付書や口座振替により納付（普通徴収）することになります。

●特別徴収の場合（年金からの天引き）

対象者…▷年額18万円以上の年金受給者

※介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合を除く

納付（特別徴収）の時期…

【年6回の年金定期払い時】

仮徴収			本徴収		
1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
前年の所得が確定するまで 仮算定した保険料を納付			前年の所得が確定した後 仮徴収分を差し引いた額を納付		

●普通徴収の場合（納付書・口座振替）

対象者…▷年額18万円未満の年金受給者

- ▷介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- ▷他の社会保険等の被保険者本人だった方

納付の時期…納付書により納期ごとに金融機関で納付、または口座振替

保険証の発行

後期高齢者医療制度の被保険者には、同制度独自の新しい保険証を一人1枚交付します。秋田県では平成20年3月下旬に送付を予定しています。

※それまでに利用していた老人保健医療受給者証は、4月1日以降に廃棄してください。



後期高齢者医療制度

に関する問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合

☎018-838-0610

市民課国保年金係

☎32-3032

70～
74歳の
方へ

70～74歳の医療費
負担緩和の措置

医療機関での窓口負担を
1年間据え置き

制度改正によって平成
20年4月から、70～74歳
の方が医療機関で支払う
窓口負担が2割に引き上
げられることとなってい
ましたが、高齢者の負担
が激変することのないよう、こ
の見直しで凍結され、平成20年4
月から平成21年3月までの1年間
は1割に据え置かれます。
また、医療費が高額になった場
合の自己負担限度額も、同期間内
は据え置かれます。

※現役並み所得者とし
て3割の自己負担を
している方、後期高
齢者医療制度の被保
険者となる一定の障
害がある方は除きま
す。



窓口負担など
に関する問い合わせ先

市民課国保年金係 ☎32-3032